

新旧対照表

東京都大腸がん検診の精度管理のための技術的指針（令和6年3月）

新	旧
<p>第1から第8まで（現行のとおり）</p> <p>第9 検診記録の整備及び精密検査結果の把握</p> <p>1（現行のとおり）</p> <p>2 大腸がん検診精密検査結果の把握</p> <p>区市町村又は検診実施機関は、「大腸がん検診精密検査依頼書兼結果報告書（様式5号）」等により精密検査実施医療機関に精密検査を依頼するとともに、その結果を把握する。</p> <p>なお、精密検査結果の区市町村又は検診実施機関への提供については、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>の例外事項として認められている（「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」（平成29年4月14日付個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添（令和5年3月改正））による。）。</p>	<p>第1から第8まで（略）</p> <p>第9 検診記録の整備及び精密検査結果の把握</p> <p>1（略）</p> <p>2 大腸がん検診精密検査結果の把握</p> <p>区市町村又は検診実施機関は、「大腸がん検診精密検査依頼書兼結果報告書（様式5号）」等により精密検査実施医療機関に精密検査を依頼するとともに、その結果を把握する。</p> <p>なお、精密検査結果の区市町村又は検診実施機関への提供については、個人情報保護法の例外事項として認められている（「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」（平成29年4月14日付個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長連名通知）による。）。</p>

新旧対照表

東京都大腸がん検診の精度管理のための技術的指針（令和6年3月）

新	旧
<p>第10 事業評価</p> <p>大腸がん検診は、科学的に効果の明らかな方法及び精度管理の下に実施することが不可欠であり、区市町村は、「大腸がん検診チェックリスト（区市町村用）（様式7号）」を用い、検診の実施状況を把握した上で、本チェックリストの事項が確実に実施されるよう、体制の整備に努めるとともに、検診実施機関等の関係機関と十分協議を行う。</p> <p>また、東京都生活習慣病検診管理指導協議会における検討結果や助言を踏まえ、検診実施機関の選定や実施方法等の改善に努める。</p> <p>なお、大腸がん検診における事業評価の基本的な考え方は、「<u>がん検診事業のあり方について</u>」（がん検診のあり方に関する検討会（令和5年6月））に示されている。報告書の見直しが行われた場合は、新たな内容に基づき事業評価を行うこととする。</p> <p>第11 から第12 まで（現行のとおり）</p> <p>（別紙1）から（様式第8号）まで（現行のとおり）</p>	<p>第10 事業評価</p> <p>大腸がん検診は、科学的に効果の明らかな方法及び精度管理の下に実施することが不可欠であり、区市町村は、「大腸がん検診チェックリスト（区市町村用）（様式7号）」を用い、検診の実施状況を把握した上で、本チェックリストの事項が確実に実施されるよう、体制の整備に努めるとともに、検診実施機関等の関係機関と十分協議を行う。</p> <p>また、東京都生活習慣病検診管理指導協議会における検討結果や助言を踏まえ、検診実施機関の選定や実施方法等の改善に努める。</p> <p>なお、大腸がん検診における事業評価の基本的な考え方は、「<u>今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について</u>」（がん検診事業の評価に関する委員会 報告書（平成20年3月））に示されているが、報告書の見直しが行われた場合は、新たな内容に基づき事業評価を行うこととする。</p> <p>第11 から第12 まで（略）</p> <p>（別紙1）から（様式第8号）まで（略）</p>